

浜田 よしゆき 議員	一般質問 . . . 1
森下 よしみ 議員	一般質問 . . . 7
水谷 修 議員	一般質問 . . . 12
他会派の一般質問項目	. . . . . 19

●京都府議会 2019年6月定例会一般質問が6月21日、24日、25日に行われ、日本共産党の浜田よしゆき議員、森下よしみ議員、水谷修議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

## 浜田よしゆき議員（日本共産党・北区） 2019年6月21日

### 「重大な事故のみ報告」という米軍・防衛省の方針転換は認められない

【浜田議員】日本共産党の浜田よしゆきです。質問に入る前に一言申し上げます。6月18日に、山形県沖を震源とするマグニチュード6.7、最大震度6強の地震が発生しました。被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興を願っております。

それでは、通告にもとづき、知事並びに関係理事者に質問いたします。

米軍レーダー基地をめぐる、府民の安心・安全に関わる米軍による重大な約束違反が相次いでいます。2月議会の私の代表質問に知事は、「万一、通信所に関しまして、地域に影響を与える動きがあった際には、速やかな情報提供と説明を行うよう申し入れております。 . . . 、京都府としては今後とも、府民の安心・安全を守る立場から、問題が生じた場合には速やかに厳しく対応を求めてまいります」と答弁され、今議会の島田議員の代表質問にも、「安心・安全に関する事項がしっかりと履行されるよう、問題が生じるような場合には、すみやかに、厳しく対応を求めてきた」と答弁されましたが、この間の京都府の実際の対応は、これらの答弁とはまったく正反対です。

まず、米軍レーダー基地に所属する軍人・軍属による交通事故の問題についてです。この問題では、どんな軽微な事故でも、府民の安心・安全に関わる重要問題なので、京都府や京丹後市に報告する約束になっていて、昨年2月4日までは、約束通り59件の事故が報告されていました。ところが、昨年2月5日以降、1年以上にわたって1件も報告がありませんでした。2月議会の予算特別委員会総括質疑で、山内議員の質問に知事は、「米軍関係者による交通事故につきましては防衛省が在日米軍に確認したうえで情報提供により把握をしておりますが、昨年2月4日の事故以降、防衛省からの情報提供がないため、2月5日以降の事故の発生について確認できているものはございません」と答弁されました。そこで、3月9日の総務・警察常任委員会で、私が府警本部にただしたところ、14件の交通事故がおこっていたことが明らかになり、当時の前田総務部副部長は、「本日、警察本部から報告を受けたので、防衛省を通じて、在日米軍に確認する」という答弁を行いました。その後、3月19日の「米軍経ヶ岬通信所安全・安心対策連絡会」、いわゆる安安連の場で、防衛省は14件の事故があったことを認めた上で、「従来の対応をやめて、今後は『重大な事故』のみ内容を報告し、他は事故件数だけの報告にとどめる」と、方針転換を表明いたしました。さらに、3月28日の参議院外交防衛委員会での日本共産党の井上哲士議員の質問に対して、防衛省の担当局長は、米軍側から「軽微な事故まで含めて報告するのは適当でない」との申し出があったと、米軍側の意向であったことを明らかにしました。

重大なことは、この3月19日の安安連の会議に出席していた京丹後市の梅田副市長は、防衛省の方針転換について、「理解する」と発言し、京都府の前田総務部副部長は「関係者に対し、必要な情報を適切に提供していただきたい」と要望しましたが、防衛省の方針転換は変わっていません。地元の住民のみなさんは、「約束が完全に反故にされ、安心・安全が大きく後退しようとしているのに、住民は一言の説

明も受けていない」と怒りの声を上げています。

そこでお聞きします。米軍と防衛省の方針転換について、京都府は容認をするおつもりですか。住民の安心・安全を守るためにも、従来通り、もし事故が起こったらその内容を報告し、再発防止策を明確にするよう求めるべきではありませんか。お答えください。

## 夜間・早朝の発電機稼働が繰り返される事態。相次ぐ約束違反に抗議を

【浜田議員】次に、夜間・早朝における発電機の稼働についてです。

発電機の騒音問題については、昨年9月に商用電力を導入し、基本的には解決したはずでした。ただ、停電時や緊急事態のために発電機も必要なので、メンテナンスのための稼働を平日の日中に実施するという約束になっていました。ところが5月の半ばに、深夜から早朝にかけて発電機が稼働を続けるという、約束違反の事態が起きました。わが会派としても、先月末に米軍レーダー基地に調査に入り、地元のみなさんからお話を伺いました。レーダー基地の様子を日常的に監視されている「米軍基地建設を憂う宇川有志の会」の永井事務局長によると、5月12日から25日まで、基地を訪れるたびに発電機は稼働していたとのことでした。5月24日は、日本共産党の倉林明子・井上哲士両参議院議員が、防衛省に抗議するとともに聞き取りを行いました。防衛省の担当者によると、発電機の稼働停止のめどについて、「米側も具体的な稼働時間を示すことはできないとしており、防衛省も運用のことなので、把握していない」と、まったく無責任な回答でした。先日の代表質問で知事は、「京丹後市や地元自治会とも連携し、平日の日中に稼働を限るよう申し入れた結果、発電機は停止され、6月5日の連絡会で米軍から、今後は週末・夜間の稼働は控えるよう、担当者に周知した旨の回答があった」と答弁されました。ところが、この答弁の翌日、18日の夜から20日の朝にかけて、昼夜連続で発電機が稼働しました。私ども、日本共産党府会議員団は、ただちに西脇知事に対して、昨日ですが緊急の申し入れを行いました。京都府として、住民の安心・安全を守る立場から米軍に厳しく抗議し、今後は平日も含めて発電機の稼働を行わないよう求めるべきだと思いますが、どういう対応をするつもりですか。お答えください。

次に、二期工事をめぐる約束違反です。去年は、基地敷地外の無許可掘削が問題になりましたが、今年に入って約束違反の土曜工事が問題になっています。二期工事については、「作業時間は、月曜日から金曜日の午前8時から午後5時まで」という約束でしたが、現地の方の話では、今年に入ってからは、正月と5月の10連休の2日を除いて、毎週土曜工事がやられているとのことでした。京都府として、この事実は掌握されていますか。約束違反に抗議して、土曜工事中止を求めるべきではありませんか。ここまでお答えください。

【西脇知事・答弁】浜田議員のご質問にお答えいたします。

米軍経ヶ岬通信所についてでございます。交通安全対策として重要なことは、米軍側が自らの事故を認識し、再発防止策を講じるとともに、地域としても必要な情報を確認しながら、交通安全の取り組みが進むことだと考えております。米軍関係者の交通事故の報告につきましては、軽微な物損事故や米側被害者事故など、さまざまな態様の事故があるなかで、とりわけ交通安全対策が必要な重大・悪質な事故は、京都府からの累次の申し入れもあり、引き続き個別の報告がなされる方針でございます。現に3月の「安全・安心対策連絡会」では、昨年7月の電柱破損事故や人身事故などについても報告されるとともに、6月の連絡会では、今年3月から5月までに発生した事故は、ガードレールとの接触による軽微な物損事故1件と報告されたところでございます。さらに連絡会ごとに、再発防止策である交通安全講習会について、その内容も含め報告されております。

今後とも、京丹後市や地元地区などとも連携し、地域の交通安全の確保に必要な情報が適切に提供されるとともに、再発防止策が着実に実施されるよう、強く求めてまいります。なお、防衛省の補助事業により、交通安全確保の抜本対策として、上野平バイパスや宮バイパス、今年度は外村バイパスに着手するなど、道路の新設・改良にも取り組んでおります。今後とも、府民の安心・安全を守る立場から、問題が生じるような場合には、すみやかに、厳しく対応を求めてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

**【総務部長・答弁】** 米軍経ヶ岬通信所における発電機、及び二期工事についてでございます。

土日・夜間の発電機の稼働につきましては、先の代表質問における知事答弁の通りであります。その後、6月18日から夜間を通じて稼働している旨、翌19日に防衛庁から報告がございました。このため、その日のうちに、再度の稼働に対する遺憾の意とあわせ、発電機の稼働を直ちに停止するとともに、今後、稼働時間は平日の日中のみに限るなど、地域住民に与える影響が最小限になるよう徹底することについて、防衛省に対し、再度強く申し入れたところでございます。これに対し米軍からは、「今回は商用電力供給系統の大規模なメンテナンスのため、商用電力が使用できるまでの間、やむを得ず発電機を稼働させる必要がある」との回答があった旨、防衛省より報告を受けたところでございます。地区区長の皆様にも、防衛省よりこの旨の説明がなされていると承知をしております。京都府としましては、今後とも京丹後市・地元地区とも連携し、状況を確認しながら、地域住民に与える影響が最小限になるよう、強く求めてまいります。

二期工事につきましては、昨年、事前の情報提供なく、二度にわたり土曜日に工事が行われたことなどを受け、厳しく申し入れを行った結果、現在は地域に工事スケジュールが事前提供されるとともに、交通誘導員の配置も含め、工事期間中における安全確保のための対応が取られております。今年に入ってから、土曜日の工事実施につきましても、工事予定表の地区住民の皆様への配布などにより、事前に情報提供されたうえで実施をされており、地元地区からの苦情はとくにないものと承知をしております。今後とも、安全対策の遵守や工事における事故防止対策の徹底等を求めるとともに、工事の実施に当たって問題が生じるような場合には、すみやかに、厳しく対応を求めてまいります。

**【浜田議員・再質問】** ご答弁いただきましたが、最後に言われた二期工事の件ですけれども、事前に伝えていけばいいという問題ではなくて、土曜工事はやらないというふうに約束していた（のに）、約束違反をやっているわけですから、このことについては厳しく抗議をしていただきたいというふうに思います。

再質問は二ついたします。米軍関係者による交通事故の報告についての米軍と防衛省の方針変更についてですけれども、先ほどありましたように3月19日の安安連の会議で、昨年4月と7月の重大事故も含めて事故情報が報告されたということですが、結局1年間報告がなかった、このことについては容認をされたのか、これに抗議されたのか、それはちょっとぜひお答えいただきたいと思います。それから今年の6月5日の連絡会での、その1件の報告があった事故について、たしかに口頭では、「ガードレールとの接触による軽微な物損事故だった」と説明されたそうですが、最初の報告文書には、1件という件数だけが書かれてあったわけで、だから「重大事故以外は内容は報告しない」という方針は変わっておりません。それについて、なぜ抗議をしなかったのか、ぜひそれは、答えていただきたいと思います。

それから発電機の稼働問題ですけれども、結局、先ほど言われましたけど、商用電力の大規模なメンテナンスが必要になったという米軍の口実ですけど、そもそも去年の9月に商用電力は動かしたんですね。わずか半年余りで、そんな重要なメンテナンスが必要になるということ自身が、私は大問題だというふうに思います。しかも今回、事前にそういうことを行うということについては、住民には知らされないまま、いきなり動かしたということです。もし動かすんだったら、防音シートなどをちゃんとやって、騒音対策をやるべきです。そういうこともやらずにやっているわけで、この問題についても、厳しく抗議をして、二度とこういうことが起こらないように強く求めるべきだと思いますが、これも答弁お願いします。

結局、住民の安心・安全を守るための約束違反というのが繰り返されています。米軍レーダー基地を受け入れた条件が崩れている以上、京都府として、米軍レーダー基地の撤去を国に求めるべきだというふうに思います。お答えください。

**【西脇知事・再答弁】** 浜田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、悪質・重大な事故があった場合については、今後とも報告されることになっておりますし、私どももそうした情報を得た場合には、厳しく防衛局に申し上げたいというふうに思っております。それから、必要な情報を得た場合につきましては、地元市とも連携しながら、適切に対応してまいりたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたように、府民の安心・安全を守る立場から、問題が生じるような場合には、すみやかに、厳しく対応を求めてまいりたいというふうに思っております。

なお、米軍の基地の撤去につきましては、国が防衛政策上の必要性から判断を行うべきものということで、私の方から答弁する立場にないというふうに考えております。

残りの再質問につきましては、関係理事者から答弁をさせていただきます。

**【総務部長・再答弁】**発電機についてでございます。6月18日からの夜間を通じた再稼働に当たりまして、私どもとしては報告があったその日のうちに、遺憾の意とともに、発電機の稼働を直ちに停止するとともに、今後、稼働時間は平日の日中のみに限るなど、地域住民に与える影響が最小限になるよう徹底することについて、防衛省に対して再度強く申し入れをしたと。こういうところでございます。京都府といたしましては、今後とも京丹後市・地元地区とも連携をいたしまして、状況もしっかり確認をしながら、地域住民に与える影響が最小限になるよう、強く求めてまいります。

**【浜田議員・指摘要望】**米軍による交通事故の問題ですけれども、「悪質・重大な事故」ということを繰り返し言われますけれども、少なくとも去年の2月4日までは、どんな事故であっても、軽微な事故であってもそれは、住民の安心・安全にかかわる重大問題なので、すべて報告されてたんです。それが突然方針が変わって、「悪質・重大な事故」以外は報告しない。じゃあ、その「悪質・重大な事故」というのは誰が判断するのか。住民にとっては、ガードレールにぶつかったような事故であっても、物損事故であっても、それは住民の安心・安全にかかわる重大問題です。この点は厳しく対応していただきたいというふうに、強く思います。

「すみやかに、厳しい対応をしてきた」ということをずっとと言われるんですけど、結局この間の、一連の米軍による、住民の安全・安心を脅かす約束違反は、住民の安全・安心よりも米軍優先の本質ということを示しております。日本政府や京都府が、その米軍にまともに物が言えない及び腰のその根源には、日米地位協定があります。日米地位協定の抜本的な改定を強く求めて、次の質問に移りたいと思います。

## 風倒木撤去の予算拡充、北陸新幹線延伸ルート選定の調査結果の公表を

**【浜田議員】**北陸新幹線の延伸ルートとして検討されている京都市北区の雲ヶ畑、中川、小野郷などでは、去年の台風21号によって、大量の倒木や電柱の倒壊が起り、長期にわたって通行止めや停電が発生しました。その地域で、延伸ルート選定のためのボーリング調査が行われようとしたので、地域の住民のみなさんから、「北陸新幹線どころじゃないだろう」「まずは、被災地の復興・復旧、倒木の撤去、河川整備をはじめとする抜本的な防災対策が先だろう」という声が上がりました。先日、雲ヶ畑の地域を見て回りましたが、去年の台風21号による大量の倒木は放置されたままです。今年も梅雨の時期に入りましたが、地元の住民のみなさんからは、「去年のような大雨や台風があれば、倒木が川に流れ込んで下流で洪水を起こすのではないかと、懸念の声が寄せられています。

2月議会の予算特別委員会総括質疑で、光永議員が、1934年に発生した室戸台風による洛北や東山などをはじめとした山の風倒木が対処されなかったために、翌年の1935年の集中豪雨で倒木が鴨川等に流出し、橋にひっかかる等もして濁流があふれ、いわゆる「鴨川大洪水」が発生した歴史を紹介して、二次災害を食い止めるためにも、倒木の除去は極めて重要な課題だと指摘しました。

その時知事は、「風倒木が放置された場合には、次の出水期の降雨によりまして下流への2次災害も懸念されることから、風倒木の伐採、搬出などを早急に進めていくことが何よりも重要」と答



弁されました。一方で、災害防止森林整備事業費の予算説明では、対象となるのは、「人家等に被害を与えるおそれのある区域」とされ、予算額も1億円にとどまっており、すべての風倒木を処理する規模にはなっておりません。下流への2次災害の懸念を払拭するために、雲ヶ畑などで放置されているすべての倒木を直ちに撤去することが必要ではありませんか。

北陸新幹線のルート選定に向けたボーリング調査が、昨年度末に、北区の住宅街にある西賀茂の鹿ノ下公園や上賀茂の穂根東公園で行われました。穂根東公園では、地元住民の要望もあって、鉄道運輸機構による住民説明会が行われ、私も参加しました。その場で、「調査の結果について、議会や住民にすみやかに公表すべきだ」と求めましたが、鉄道運輸機構の担当者は、「調査結果については、ルート選定の決定時に明らかにする」と答えました。

3月末に、ボーリング調査は終わっていますが、事業実施想定区域の発表の際にも調査結果は明らかにされておりません。鉄道運輸機構に対して、議会や住民に、すみやかに調査結果を公表するよう求めるべきではありませんか。お答えください。

## 保育士の処遇改善を急ぎ、認可保育所を増やして待機児童の解消を

【浜田議員】国会で、消費税10%増税を前提に、幼児教育・保育の一部を無償化する「子ども・子育て支援法」改定案が成立しました。出費がかさむ子育て世代を直撃する消費税増税と引き換えで「無償化」というやり方自体が大問題ですが、認可保育所の保育士配置基準を満たさない施設なども給付対象のため、「保育の質」が置き去りにされる危険があります。今回の改定法では、政府も「量の整備に重点が置かれ過ぎ、質の確保への意識が必ずしも十分でなかった」と認めた企業主導型保育事業よりも、さらに緩い基準の認可外保育施設の基準さえ満たさない施設も、5年間の経過措置期間中は補助の対象となっています。

結局、待機児童解消のために、保育士不足を放置して、認可外保育所や企業主導型保育所を受け皿にしようとするやり方は、保育の質を低下させ、子どもの安全を掘り崩すことになってしまいます。待機児童の解消のために、緊急に必要なのは認可保育所の大増設であり、そのために、保育士が安定的に働けるよう抜本的な処遇改善を急ぐことではないでしょうか。京都府の認識をお聞きしたいと思います。

今回の「無償化」によって、これまで教育保育給付に含まれていた食材費が、公的給付から外されて実費徴収の対象となります。保育の現場からは、「給食も保育の一環なのに、なぜ実費徴収になるのか」「低所得の家庭では、食材費の負担が重くて払えない家庭も生まれる」などの批判の声が上がっています。さらに、事務処理の負担も保育現場に押しつけられることとなります。食材費を公的給付に含めること、施設や保育士の負担軽減の手当を行うことを国に要望すべきではありませんか。

最後に、保育施設の整備に関わって、2月議会でも質問いたしました「保育等子育て環境充実事業費補助金」についてお聞きをいたします。2月議会の代表質問で知事は、「今回183件、1億4千万円余の申請がございましたけれども、複数事業所を運営する大規模法人に支援が偏ることなく、小規模法人への機会均等をはかり、予算の範囲内で採択することとし、次年度以降も計画的に整備支援を進める」と答弁されました。結局、「1法人1事業」ということにされて、申請されたけれども認可されなかったところがいくつも生まれました。

今年度の整備支援については、「1法人1事業」というこの制限は外されましたが、1億円の予算枠は変わっておりません。事業所からは、他の保育園に迷惑がかかるので申請を控えるところ、いわゆる自粛するところも出ています。保育の質の向上、子どもたちの安心・安全対策上、必要な事業についてはやはりすべて採用すべきであり、補正予算を組んでも対応すべきではありませんか。お答えください。

【健康福祉部長・答弁】待機児童の解消についてでございます。京都府では待機児童の解消に向け、これまでから「子育て支援計画」にそって施設整備を計画的に進めてきており、この4年間で計画を上回る4943人の定員増をはかってきたところでございます。本年10月から開始されます幼児教育無償化による保育事業については、現在、市町村において、保護者のニーズ調査にもとづき保育所等の整備計画

を検討されており、京都府としても年度内に見直すこととしております。

保育士の給与改善については、国が責任を持って行うべきものであり、国に対して繰り返し要望した結果、一定の処遇改善がなされたところです。なお、認可外保育施設等につきましては、法に基づき、保育士等の配置数など都道府県への報告義務があるとともに、京都府では毎年、監査と施設職員に対する研修を実施しており、すべての施設で適正に運営していただいているところでございます。

次に、食材費についてであります。食材費のうち副食費については、10月からの無償化にともない、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であることから、原則保護者負担とされたものであります。施設においてはすでに、遠足、行催事の参加費、また文房具費などの経費については保護者から実費徴収しており、今後はこれらに副食費が加わるものでございます。京都府としても10月からの施行に向け、保育等の現場に混乱が生じないよう、市町村と連携し、制度の周知等に丁寧に対応してまいりたいと考えております。なお、年収360万円未満の相当の世帯までにつきましては、対象が拡大され、副食費については免除となっているところです。

次に、「保育等子育て環境充実事業費補助金」についてでございますが、現在、各施設から提出されました申請書について、交付要綱にもとづき、点検・確認作業を進めているところでございます。引き続き、本補助金の適正な執行に努めてまいります。

**【農林水産部長・答弁】**防災対策についてでございます。昨年の台風21号による風倒木被害地については、現在、造林事業や治山事業、京都府独自の「森林災害緊急整備事業」により、復旧を進めておりますが、とくに人家裏や鉄道軌道沿いの危険箇所が京都市域に19ヶ所、南丹市域に1ヶ所の20ヶ所あり、これらを最優先で取り組んでおります。また、これらの被害地には、急峻で工事には厳しい環境の場所もあり、安全の確保を優先して作業を進めております。これまでに、京都市域では3ヶ所に着手し、うち2ヶ所は風倒木の撤去を完了いたしました。本年度中にさらに3ヶ所に着手し、12ヶ所で調査・測量を行ってまいります。南丹市域についても、来年度着手することとしており、2カ年で全危険箇所の復旧に取りかかってまいります。なお、他に道路・河川沿いでも2次災害の怖れがある危険箇所が一部あり、同様の進捗で復旧に努めてまいります。被害地全域の復旧に向けては、京都府独自の「災害防止森林整備事業」や「未来へつなぐ安心・安全の森づくり事業」を実施する他、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」も積極的に活用し、早期の復旧に全力に取り組んでまいります。

**【建設交通部長・答弁】**北陸新幹線延伸についてでございます。京都市内で平成29年度と30年度に行われたボーリング調査は、「計画段階環境配慮書」の公表にあたり、既存資料の調査と合わせて京都市内の地盤状況を把握するため、事業主体である「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」が実施したものでございます。鉄道運輸機構からは、従来の説明のとおり、これらの調査結果を総合的に検討し、事業実施想定区域が設定され、「計画段階環境配慮書」の中で公表されたものと聞いております。京都府といたしましては、今後、鉄道運輸機構が行う環境影響評価の各段階において、環境への影響や保全に関する資料が公表されることとなっており、引き続き国や鉄道運輸機構に対して、丁寧な地元説明を求めてまいりたいと考えております。

**【浜田議員・再質問】**まず、保育の問題ですけれども、保育条件の改善について、保育現場のいま最大の問題は、保育士の賃金があまりにも少なく、保育士のなり手が本当に足りなくなっているということです。保育士の賃金は少なくとも月5万円引き上げ、認可保育園を増設するということが必要だということを、指摘しておきたいと思っております。

その上で再質問したいのは、「保育等子育て環境充実事業費補助金」についてですが、今、申請を受けて調査をしているということだったんですけれども、私が質問したかったのは、申請された事業というのは、保育の質の向上だとか、子どもたちの安心・安全対策だとか、衛生対策とか、防災対策とか、いずれも必要な事業が申請されているわけで、だからこれは予算の枠にかかわらず、すべて採用すべきではないかと。もし、予算枠を超えるんだったら、補正予算を組んで対応すべきではないかということをお

求めてるんですけれども、それについて回答がなかったので、ぜひ答えていただきたい。

次に、倒木の撤去の問題ですけれども、住民のみなさんや地域を訪れたみなさんが、倒木が放置された現状を見れば、二次災害の心配を抱くのは当然だと思います。一昨日の京都新聞に、押し寄せる流木が大水害をもたらした、あの1935年の京都大水害の写真が掲載され、かなり衝撃を与えております。今年も台風や大雨の時期が近づいているだけに、一刻も早く、すべての倒木を撤去することが必要だと思うんですけれども、順次やっていく、優先的に危ないところからやっていくという話なんですけれども、やはりすべての倒木を撤去することが必要ではないかと。その必要性・緊急性についての認識をぜひお聞きかせください。そして、二次災害の危険のあるすべての倒木を撤去するためには、「人家等に被害を与えるおそれのある区域」という条件を拡充して、予算額も拡充すべきではないかというふうに思いますけれども、ぜひこの点についてももう一度お答えください。

**【健康福祉部長・再答弁】** 浜田議員の再質問にお答えさせていただきます。「保育所等子育て環境充実事業費補助金」についてでございますが、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、現在提出されております申請書について、交付要綱に基づき、点検・確認作業を進めているところでございます。昨年度の申請された内容につきましても、補助対象外のものも申請されているところでございますので、その分についてはきちっと確認をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。また、引き続きこの補助金については、適正な執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

**【農林水産部長・再答弁】** 防災対策についてでございます。先ほど申し上げましたとおり、人家裏や鉄道軌道沿いの危険地区につきましても、2カ年程度で復旧工事に取り掛かれるよう、懸命の努力をしております。それ以外の被害地につきましても、所有者の特定・同意が取れ次第、順次すみやかに手続きや工事を進め、一日でも早い復旧ができるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。また、予算についてでございますが、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、公共の造林事業や治山事業の予算を確保する他、府独自の予算も含め、本年度は全体で30億規模の予算を確保しているところでございます。これらを活用して工事を進めてまいりたいと考えております。

**【浜田・指摘要望】** 私が今日質問させていただいた、米軍による約束違反、倒木撤去、保育条件の改善の課題、これらはいずれも、府民の安心・安全に関わる重要問題です。京都府政が、府民の安心・安全に責任を果たす、そういう府政として前進していただくことを求めて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

## 森下よしみ議員（日本共産党・八幡市）

2019年6月24日

日本共産党の森下よしみです。質問に入ります前に、6月18日の深夜に起きた新潟・山形地震は震度6強を観測しました。大きな被害が明らかになってきています。被災された方々には心からお見舞い申し上げます。同時に一日も早い復興をお祈りいたします。

それでは、通告に基づき知事ならびに理事者に質問をいたします。

### 給食無償化、全員制の中学校給食の実施を

**【森下議員】** まず学校給食費の無償化の取り組みについて伺います。

教育費の保護者負担の軽減は、家計を応援するとともに貧困から子どもを守り、教育の機会を保障するうえで差し迫った課題となっています。義務教育費の保護者負担で、最も大きな割合を占めるのが学校給食費です。文部科学省が行った「平成30年度学校給食費調査」によれば、公立学校での年間給食費

保護者負担額は、1人あたり小学校4万7773円、中学校5万4351円となっています。教育費を含む必要な教育費は、中学校では年間12万8千円です。無償にはほど遠く、「軽減を求める保護者は7割」と報告されています。

知事は島田議員の代表質問に対し、「経済的に厳しい方は、就学援助の仕組みが制度化されている」と答弁されましたが、就学援助の支援を受けている小中学生は、2016年度で約7人に1人、全国で146万6千人にのぼり、20年間で倍増しているものの、市町村による格差が大きいことや制度を知らない家庭も多い現実があります。今必要なのは、お金の心配がなく子育てができる社会にすることではないでしょうか。学校給食法では、自治体等が全額補助することを否定していません。

さらに、2013年（H25年）には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」で、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進する」としています。

すでに無償化、あるいは補助に取り組んでいる自治体が増えてきています。京都府下では、伊根町、和束町、笠置町、井手町、南山城村の5自治体が給食費無償化に取り組んでいます。久御山町では一部補助を行っています。文科省の調査では、無償化を開始した自治体の成果も報告しています。

そこで伺います憲法26条で、「義務教育は、これを無償とする」と定められています。さらに、「学校給食は教育の一環として位置づけられている」と、柴山文部科学大臣も国会で答弁しています。学習指導要領において、「給食の時間を中心としながら、健康と良い食事の取り方など望ましい食習慣の形成をはかり、食事を通じて人間関係をよくすること」としているのです。京都府としても学校給食費無償化の取り組みを実施している府内自治体の成果などについて実態調査を行い、行政の役割について検討するべきと考えますがどうでしょうか。また、教育費負担軽減は、子どもの貧困対策など今日的意義からも検討が必要と考えますがどうでしょうか。さらに、国に対しても教育費の負担軽減を実施するよう働きかけるべきと思いますが、どうでしょうか。

次に、全員制の中学校給食実施についておたずねします。

私の住む八幡市では、中学校給食が始まって2年が経ちました。八幡市教育委員会が中学生全員と保護者に行ったアンケートでは、「給食がある方が良い」と答えている生徒は68%、保護者は97%でした。そして、「おいしさ・栄養バランス・安心安全な食への期待が寄せられた」と報告されています。「中学校給食が始まる前は、中学生の約1割が、週に1回以上昼食としてパンやおにぎりのみ、という食事だった。心身の成長が著しい中学生にとって、栄養バランスの良い食事を取ることは大切！」とし、「食の基本を身につけ、食育の一環として今後も大きな役割を果たすことが出来るよう取り組んでいきたい」と結ばれています。

そこで伺います。京都府下には、中学校給食の必要性を認めながらも、実施計画が立っていない自治体があります。この間知事は、「給食実施はそれぞれの自治体が決めること」として、京都府が中学校給食実施率を引き上げるための支援をしてこられませんでした。それぞれの自治体が抱えている課題についてどのように認識されているのでしょうか。「子育て環境日本一」を宣言している知事には、すべての中学校で栄養価のあるおいしい給食が食べられるよう、取り組みを進めていただきたいと思いますがいかがですか。昨年6月の定例会での答弁以降、どのような取り組みを行っていただいたのでしょうか。お答えください。

## 被災者の生活再建へ、支援制度の拡充を

【森下議員】次に、被災者支援、地震防災対策について伺います。

昨年の大阪北部地震、7月の豪雨災害、台風21号で被災された府民への被災者支援が、未だに行き届いていない実態があります。「京都府災害対応の総合的な検証、最終報告書」によりますと、大阪北部地震では京都府下の住宅被害が半壊8棟、一部損壊3424棟。その中でも八幡市が最も多く、半壊5棟、一部損壊2063棟が被害を受けています。台風21号でも一部損壊の住宅被害が府全体で1万4棟。うち



八幡市では585棟が被害を受けています。地震で被害を受けた住宅を限定して、京都府は「住宅耐震改修助成制度」の適用条件を緩和し支援してきました。しかしこれは耐震化が原則で、耐震化の工事は多額な費用がかかり、一部改修だけでも被災者への支援があれば改修が進むのですが、財政的に自己資金の準備が困難な家庭ではあきらめざるを得ません。一部損壊では「被災者生活再建支援法」が支援の対象になっていないことから、再建に至っていない現状があります。各新聞社が報道しているように、八幡市では地震・台風で被害を受けた住宅に、未だにブルーシートがかかったままのところが目立ちます。被災してもう1年経ちました。改修依頼をしている業者さんの順番待ちのところもありますが、改修のための資金繰りにめどが立たない、どうしていいかわからないと途方に暮れている人も少なくありません。

そこで伺います。京都府は「災害対応の総合的な検証会議」に基づく地域防災計画で、迅速な被災者住宅支援の課題として、「家屋被害認定調査の体制確保による罹災証明の迅速な発行」を挙げられています。このことはたいへん重要なことですが、今年の地震や台風による被災者に、住宅や生活再建の支援が行き届いているのかどうか、困っている方々の実態をつかみ支援を行き届かせることこそ、今検証すべきと考えますがどうでしょうか。

ある70歳の一人暮らしの方は、借家に住んでおられますが、地震・台風の被害を受け壁にヒビが入り、雨もりもして、大家さんから「危険な状態なので住宅を解体するから転居をするよう」に求められています。しかし見合う家賃の転居先が見つからないで困っておられます。このように地震、台風、豪雨災害による被災者の中には、1年が経とうとする現在も住宅に困窮している実態があります。こういった被災者については、府営住宅入居申し込みの際に、優先して入居させるべきと考えますがどうでしょうか。

被災者支援について、「京都府地域再建被災者住宅支援事業」は、被害を受けた住宅の建て替え・購入・補修・賃借の経費に補助ができる、あるいは融資など支援ができる制度です。大阪北部地震の被害においては、この制度の活用ができませんでした。今年の11月に全国知事会は、「被災者生活再建支援制度の充実と安定を図るための提言」を出されていますが、ここには「一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、すべての被災区域を対象にすること」としています。

京都府の制度は、自治体首長の判断によるとされてきましたが、迅速に適切な支援法の適用を要請しなかったところに課題があったのではないのでしょうか。そこで京都市のように、「被災者生活（再建）支援法」の指定を受けなくても「地域再建被災者住宅支援事業」が適用できるよう、制度改正を検討すべきと考えますが、どうでしょうか。

先日も新潟で震度6強の地震が起きました。災害が、従来と異なる規模と様相で相次ぐ中、災害から住民を守るための政治が役割を果たす時です。「京都府建築物耐震改修計画」では、「2025年までに住宅の耐震化率95%をめざし、耐震化を促進する」としています。今年の地震被害への対応の中で、耐震改修助成制度を活用して耐震化が進んだ部分もありますが、借家や高齢者世帯では、自力での耐震化を行いがたい実態もあります。現在の住宅耐震改修助成制度では、実際に要する費用に比べて補助が低すぎるのが課題と考えます。本府の目標達成のためには、助成金の増額などの制度改善が必要だと考えますが、どうでしょうか。

## 違法なメガソーラー開発に厳しい対処を

【森下議員】最後に、八幡市におけるメガソーラー計画工事について伺います。

八幡市男山の山林（橋本東山本、八幡大谷地区）で、太陽光発電施設の開発計画がもちあがりました。（株）日本エコロジーが進めようとしているこの工事は、「宅地造成等規制法違反」行為であり、京都府は、厳しく適切な行政指導を行い、取り締まっていただきたいと思えます。

昨年3月に業者から太陽光発電所建設を目的とする「林地開発行為の事業計画」の相談が京都府に寄せられました。このときは開発面積は5㍍とされていましたが、隣接地権者への説明会が開かれ、同意

が得られないまま、突然昨年末12月20日、八幡市に0.95㍓の森林伐採届けが出され、今年5月10日に市民の通報で、樹木が伐採され、ブルドーザーで地面を削って道路が造成されていることが判明しました。山城北土木事務所と八幡市の担当部署から現地確認をしていただき、伐採届けの範囲を逸脱しているとして工事を口頭注意で差し止められました。しかし事業者はさらに工事を続行していたことから、明らかに宅地造成等規制法違反工事に当たるとして、5月27日には京都府は事業者に対して、工事中止と適切な届け出を求める文書指示処分をされました。

このような悪質なやり方、明らかに土地の形状を変える工事であるにもかかわらず、知事への届け出、許可も無く一方的に造成工事を行うような事業者には厳しい対応が必要と考えます。1㍓を超えると調整池の設置義務が伴う、あるいは森林法林地開発許可が必要であり条例に基づき地域住民への説明や同意を得、協定を結ばなければなりません。周辺住民からは、計画地の周辺は砂防地域や土砂災害特別警戒区域があり「防災上不安がある」、さらに国宝指定された石清水八幡宮に隣接、歴史的環境保全地域に指定されている付近でもあり、環境や景観保全などの面からメガソーラー建設に反対する声があがっています。こういった違法行為を行う業者には原状復帰を求めるべきと考えますが、事案の経過や本府の対応についてお聞かせください。また、今後どのような指導・処分を行われるのかをお聞かせください。

**【西脇知事・答弁】** 森下議員のご質問にお答えいたします。

学校給食費無償化についてでございます。文部科学省が平成29年度に「学校給食費の無償化等の実施状況」の調査を実施されていますが、小中学校ともに、無償化を実施している全国76市町村のうち、人口1万人未満の自治体が74%近くを占めている他、無償化により保護者の経済的負担の軽減等は図られるものの、他の経済的支援制度との調整などの課題などがあるとの報告がされているところであり、京都府としてあらためて調査することは考えておりません。府内では5つの町村において無償化が実施されていますが、これらは学校給食の実施主体である各町村において、それぞれ財政状況や定住・転入促進等の効果を総合的に勘案し、独自に実施されているものと理解をしております。少子化対策や貧困対策を進めるうえで、教育費の負担軽減を図ることは重要な政策の一つであると考えており、京都府としては高校生が安心して修学を続けるため、全国的にも数少ない通学費補助制度や、全国トップクラスのあんしん修学支援制度を実施しているところであります。京都府としては今後とも、市町村に対して学校給食の意義をしっかりと伝えるとともに、国に対しては給食施設に係る補助金制度の充実や、栄養教諭の配置の拡充などを強く求めてまいります。その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

**【危機管理部長・答弁】** 被災者支援についてでございます。昨年は、大阪府北部地震や台風21号など、度重なる災害に見舞われ、1万8千棟を超える住宅被害が発生いたしました。災害で被災した住宅の再建支援は被災者個人の支援にとどまらず、地域のコミュニティを維持し、地域の活力を取り戻すために重要な施策であり、国、京都府、市町村が連携して支援を行うことが必要と考えております。これまで、被災が全国に及ぶ大規模災害につきましては、国が「被災者生活再建支援法」により対応し、京都府におきましても、広域自治体として国の制度を補完する「地域再建被災者住宅支援事業」を創設し、全国でもトップクラスとなる支援を実施している他、市町村におきましても、京都市や八幡市等、国・京都府の制度を補完する独自の支援制度を創設されております。昨年の災害では、市町村とともに延べ1万5千件の家屋被害認定調査を実施し、現時点で国の支援事業を9件、京都府の支援事業を264件に適用している他、市町村におきましても独自の支援事業を約4800件に適用するとともに、12の市町が災害見舞金を給付されるなど、きめ細かな支援を実施されています。さらに、これらの被災者住宅支援に加え、大阪府北部地震発生後すみやかに、京都府住宅耐震化総合支援事業の補助要件を緩和し、大阪府北部地震で被災した住宅を含めた木造住宅の耐震改修に対し、約1300件に助成して支援に取り組んでおります。全国で、豪雨、暴風雨、地震等多様な災害が発生する中、こうした昨年の府内の支援状況もふまえ、国の制度拡充を繰り返し要望しているところであり、今後も、国、市町村と連携し、被災された皆様、早期に生活を再建できるよう取り組んでまいります。

**【建設交通部長・答弁】**被災者への住宅提供についてでございます。大規模災害時に住宅が被災された方に対しては、緊急に生活基盤となる住居を提供することが重要であり、京都府においても、自宅が大規模な被害に遭われた方を対象として、一時入居先となる府営住宅の提供を行っているところです。昨年の7月豪雨におきましても、京都府北部を中心に多数の住宅被害が生じたことから、舞鶴市、綾部市からの要請を受けて、府営住宅を提供しております。また、国の主導により、公営住宅、国家公務員宿舎、UR賃貸住宅等の提供可能な住戸について、被災者に広く情報提供するなど、関係機関が連携して被災者の住まいの確保に努めているところです。

次に、住宅の耐震化促進についてでございます。木造住宅の耐震改修については、平成19年度から補助制度を設けており、耐震化率の向上に向け、国の制度拡充にあわせて、補助要件・補助金額を見直してまいりました。昨年度には、補助金額が10万円増額いたしまして、100万円としたところでございます。これは、実際に耐震改修に要する1戸当たりの費用、平均約240万円の約4割に相当する額となっております。また、高齢者世帯等においては、建て替えや耐震改修に消極的という課題もございますので、費用負担の少ない簡易改修や耐震シェルター設置への補助など、減災化の対策にもあわせて取り組んでいるところです。今後とも、「京都府建築物耐震改修促進計画」で定めた目標達成に向けて、市町村とともに住宅の耐震化を促進していきたいと考えております。

次に、八幡市におけるメガソーラーへの対応についてでございます。議員ご指摘の件は、京都府が宅地造成等規制法に基づき指定した規制区域内において、事業者が宅地造成許可が必要な500㎡を超える造成工事を無許可で行っている違反行為を確認したものであり、京都府としてはすみやかに指示書を発出し、工事の中止などを求めたところです。その後、事業者は京都府の指導に従い、造成工事を中止し、重機も撤去しており、現在のところ造成工事を行った区域からの土砂の流出等は見られません。引き続き、関係機関と合同パトロールを実施するとともに、事業者に対し、防災対策等を実施するよう指導を強化していきたいと考えてございます。

**【教育長・答弁】**森下議員のご質問にお答えいたします。

中学校給食についてでございます。中学校給食未実施市町村における実施上の課題については、財政面や学校施設面など様々なものがあると考えておりますが、府内では昨年度中に、新たに10中学校で給食が開始され、すでに府内の8割の市町村で中学校給食が実施されるなど、着実に広がっております。未実施市町村におきましても、検討委員会の設置等により、現在検討が進められており、今年度中にはほとんどの団体で、基本構想等が策定されるものと考えております。また、昨年6月の知事答弁以降の取り組みでございますが、その時の答弁にありましており、財政措置の拡充を国に要望した他、昨年度、中学校給食を開始した学校の取り組みや、中学校給食における食物アレルギー対応などについて、栄養教諭が発表する場を設けるなどの取り組みを行ってきたところでございます。いずれにいたしましても、府教育委員会といたしましては、今後とも市町村に対しまして、学校給食の意義をしっかりと伝えるとともに、国に対しては給食施設に係る補助制度の充実や、栄養教諭の配置の拡充などを強く求めてまいりたいと考えております。

**【森下議員・指摘要望】**ただいま答弁をいただきました。はじめに要望をしたいと思います。中学校給食の取り組みについてですが、府内で中学校給食が進まない自治体の大きな壁は、やはり財政問題です。どこに住んでいても等しく学習環境を整えるのが行政の役割です。すべての中学校で、安全でおいしい給食を提供できるように国への要望に留とどまらず、京都府としても努力していただきたいと強く要望をしておきます。

地震、土砂災害、暴風雨など、災害の被害と不安が増大していますけれども、昨年の連続災害の教訓として「京都府地域再建被災者住宅支援事業」を、国の制度から外れた被災者を支援できる制度に、ぜひ改正を検討していただきたいと思っております。このことは先ほど答弁がありませんでしたけれども、ぜひ検討していただきたいと要望をしておきます。

それから、住宅耐震化率促進についてですけれども、補助金を昨年度10万円の拡充をされていますけ

れども、さらに拡充を含めて積極的に取り組みを進めていただくよう要望をしておきます。

それから、男山のメガソーラーの問題です。先ほどの答弁ですと宅造法に対する指導を今後もパトロールをしていくということですが、儲けのためには手段を選ばないこういうやり方、条例逃れを繰り返す業者に対して厳しい対応でのぞんでいただきたいと思います。届けをしないでミニ開発を広げるようなやり方を絶対許さないでください。事業者は正式に太陽光発電計画を申請しているわけではありませんが、事前相談や住民説明会を中断しています。しかし太陽光発電計画を目的としていることは明らかです。山林や環境破壊を伴う太陽光発電計画を規制するため、環境アセスの義務づけや、届け出、設置基準を位置づける必要があります。市町村と連携して、兵庫県など先進地に学んで、早急に太陽光発電計画について条例等による規制強化を求めておきます

**【森下議員・再質問】**再質問をおこないます。給食費無償化についてです。知事は、国や市町村が考えることというふうに位置づけられていますが、給食費の無償化は全国的にもさきほど話したように進んでいます。そして、京都府下でも取り組みが始まっている中で、京都府としても子育て支援の課題として位置づけて、ぜひ調査検討をしていただきたいと思いますが、再度お答えください。

それから、被災者支援についてです。1年経っても住宅に困っておられる被災者の実態をどのように受け止めておられますか。「改修するためのお金がないからどうしようもない」こういった被災者への何らかの救援策が必要です。府営住宅の優先入居も含めて、ぜひ検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。お聞かせください。

**【知事・再答弁】**森下議員の再質問にお答えいたします。学校給食費につきましては、学校給食法によりまして、施設整備・運営は市町村が、そして、食材材料費であります給食費につきましては保護者負担とされていますが、経済的に厳しい状況にあります保護者には、就学援助として全額または一部を補助するしくみは、すでに制度化をされているところでございます。現在の制度上は、すべての市町村で一律に無償化することはなっておりませんので、そうした場合には財源問題を含めて、国において適正に判断をする必要があると思います。京都府といたしましては、市町村に対しまして学校給食の意義をしっかりと伝えるとともに、国にたいしましては、給食施設にかかる補助制度の拡充、また、栄養教諭の配置の拡充などを強く求めてまいりたいと考えております。

**【建設交通部長・再答弁】**被災された府営住宅への入居でございます。被災された方への被災直後における緊急一時的な府営住宅の提供につきましては、本来、入居にあたり必要となる資格審査を行わないなど特別な配慮を行っているところでございます。一方、府営住宅へ長期的に正式に入居されるためには、被災された住居にお住まいの方であっても、収入が一定額以下であるなどの要件を満たす必要がございます。これらの要件を満たす方につきましては、一般の入居者募集に応募していただき、その他の方については融資制度を活用いただくなど個々の被災者の状況に応じ支援をしていきたいと考えています。

**【森下議員・指摘要望】**答弁を聞いていて、とても冷たい答弁だなと思います。給食費の無償化については憲法に規定されています。義務教育費を無償にするべきその立場に立って、少しでもそれに近づけるべき、知事としても検討していただきたいと思います。国も無償化をおこなっている自治体の調査を行っているわけですが、関心を寄せているわけですが。京都府でも実施している自治体があるわけですが。保護者負担軽減の目標を持って実態調査を行い、検討を深めていただきたいと思いますが、目標にさせていただきますよう求めておきます。

それから、被災者支援の問題です。1年経っても住宅再建のめどが立たない。とても深刻なことです。寄り添う支援を求めたいと思います。先ほどの答弁は今までの、今の制度を繰り返されるだけです。ぜひ、寄り添う支援を求めて質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。



**大戸川ダムについて、「緊急性は低い」との立場を堅持すべき**

【水谷議員】日本共産党の水谷修でございます。まず、大戸川ダムについてです。大戸川ダムは1968年、国が予備計画調査に着手いたしました。08年10月1日、大阪・京都・滋賀・三重の4府県知事が「施策の優先順位を考慮すると、河川整備計画に位置付ける必要はない」と合意しました。これは、京都府の技術検討会の「現時点での緊急性は低い」とした分析を基にしたものであります。国土交通省は、4府県の判断をうけて09年3月、「淀川水系河川整備計画」で、大戸川ダム本体工事を凍結しました。

ところが本年4月16日、三日月滋賀県知事が記者会見で、「ダムは必要であると判断し、国に対して早期の整備を望む」と方針転換を表明されました。「日本経済新聞」（4月17日付）は「政治情勢の変化」について、滋賀・大阪・京都の各知事が退任したことをあげ、「京都府は国交省出身の西脇知事が就任した」と指摘しています。さらに、「京都府の西脇隆俊知事は『滋賀県内に及ぼす効果を県が検証されたものと認識している。県の動きを見守りたい』とのコメントを出した」と報じました。

4府県知事合意文書は、「上流と下流は歴史的にも利害対立の中にあつた」としたうえで、「上・中・下流が共に真に助け合える河川政策の実現をめざす」としています。このように紳士的に調整してきたのがこの間の4府県の協議であり、一方的な撤回はいかがかと私は思います。

そこで知事にお伺いします。知事は「滋賀県内に及ぼす効果を県が検証されたもの」とくり返しておられますが、京都府の技術検討会の「現時点での緊急性は低い」とした検証結果、および「施策の優先順位を考慮すると、河川整備計画に位置付ける必要はない」とする4府県知事合意は、今も堅持するお考えでしょうか。見解を問うものでございます。

次に、大戸川ダムそのものの問題についてであります。大戸川ダムは「穴あきダム」です。「穴あきダム」は、洪水時に流木や土砂などで「洪水吐き」が詰まって、洪水調節機能が失われてしまう可能性があります。また、湛水による地滑りなど、安全性に問題があります。また、滋賀県の勉強会でも明らかになっていますが、「平成27年関東・東北豪雨」のケースでは、ダムを守るために「異常洪水時防災操作」をする必要があります。このダム操作によっておこる破堤での水害が想定されています。ダムを作っても強い洪水があれば決壊が防げないというのであります。また、大戸川ダムと洗堰とを連動させ効果を発揮させるためには、鹿跳溪谷の開削など大工事が必要です。

さらに環境負荷が深刻なダムでもあります。洪水時に濁水を貯水することから、ダム湖内の動植物は死滅し、排水後もダム内に濁水、泥・土砂が溜まるなど、重大な環境破壊が懸念されます。

そこで知事にお伺いします。淀川水系の治水をめぐる、効果が小さく環境負荷が大きい大戸川ダム推進に舵をきるのか、多面的で総合的な治水対策を推進するのか、今後の淀川水系の治水対策のあり方が、いま鋭く問われていますが、知事の大戸川ダムについてのご所見をお伺いするものでございます。

今後の課題の一つが財政負担の問題です。大戸川ダム事業費の負担割合は、大阪府が17%、京都府が12%で、滋賀県の1%に比べて、きわめて多いです。現時点で全体事業費は約1163億円です。また大戸川ダム建設にとって必須事業が、固い岩盤の鹿跳溪谷の開削工事など瀬田川の改修ですが、これにどれだけ事業費がかかるのか、下流府県の負担がどれだけになるのか、いまだに不明です。

そこで知事にお伺いいたします。大戸川ダム全体事業費1163億円に対する本府負担12%についてどう考えているのか。大戸川ダム建設や鹿跳溪谷の開削など大事業を進めるなら、まずは財政負担問題を明らかにするべきであります。ご所見をお伺いするものであります。

まず、ここまでご答弁ください。

【西脇知事・答弁】水谷議員の質問にお答えいたします。

大戸川ダムと4府県知事合意についてでございます。大戸川ダムは、平成20年に実施した京都府の技術検討会において、「現時点での緊急性は低い」「中上流の河川改修の進捗とその影響を検証しながら、

その実施についてはさらに検討を行う必要がある」と評価しているところでございます。その後、平成21年に「淀川水系河川整備計画」が策定されてから10年が経過しており、この間、治水対策として天ヶ瀬ダム再開発、桂川緊急治水対策、宇治川・木津川の堤防強化など、淀川水系の治水安全度は確実に向上しつつあるところでございます。とくに宇治川においては、さる6月8日に完成式典を行った、宇治川塔の島地区の改修により、河川整備計画に基づく流量である、毎秒1500 m<sup>3</sup>の流下能力が確保されたところであり、水害に対する治水安全度が向上したところでございます。

一方、平成25年台風18号や、平成29年台風21号など、近年、規模の大きな出水が頻発しており、とくに平成30年7月豪雨では、桂川流域で最大総雨量が620 mmを観測し、桂川の亀岡市や京都市の嵐山地区において、92名以上の浸水被害が発生したところでございます。このように、中上流部の河川改修は進みつつあると認識しておりますが、依然として浸水被害が発生している状況をふまえると、道半ばであり、平成20年の4府県知事合意時点の状況から、大きな変化はないと考えているところでございます。その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁をさせていただきます。

**【建設交通部長・答弁】**淀川水系の治水対策のあり方についてでございます。淀川のような大河川における治水対策においては、ダムか、総合的治水か、ということではなく、ダムを含め、河道掘削や堤防強化、流域での流出抑制、また、ソフト対策などの方策を適切に組み合わせて、流域全体のバランスを考慮しながら、効果的に推進すべきものと考えております。

次に、財政負担についてでございます。淀川水系のように、ダムによる治水効果が複数の府県に及ぶ場合、ダム建設地以外の受益のある府県も、事業費を負担することとなっております。大戸川ダムについては、現時点では実施時期を検討するという段階でございまして、その費用負担については、今後精査すべき問題であるというふうに考えております。

**【水谷議員・再質問】**ただ今、知事から平成20年の4府県合意から変化がないと、状況に変化がないということをおっしゃいました。そうであるのなら、明確に「大戸川ダムは現時点でも必要がない」ということを述べていただきたいと思っております。

そこでお伺いするんですが、平成28年7月に、「大戸川ダム建設事業の検証にかかる検討報告書」というのが出されています。これは、様々なダム以外の方法についても多くの資料を用いて検証し、300ページほどの報告書にまとめたものですが、平成28年2月8日には、3府県の知事と関係首長が参加して、「大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」も開催されて、京都府知事の意見としても述べられました。そしてその結果として、この報告書の最後には、対応方針として、「あらかじめ関係府県知事の意見を聞くなどを経て、同計画を変更するまでは現在の段階を継続し、新たに段階には入らない」とこういう結論に、平成28年7月に達しているのであります。ですから、知事がおっしゃったように、4府県知事合意の時から変化がないというのであれば、もう少しはっきりと、「現時点では大戸川ダムの必要性はない」と、述べていただきたいと思っております。

また、部長のご答弁は、いろいろ説明だけいただきましたけれども、明確な現時点の方針を述べられなかったのは残念です。別の機会に、その点についてはやりたいと思っておりますので、知事の再答弁をお願いしたいと思います。

**【西脇知事・再答弁】**水谷議員の再質問にお答えをいたします。平成20年の京都府の技術検討会において出しております、「現時点での緊急性は低い」、その評価について、「現時点において大きな状況の変化はない」と答弁した、まさにその言葉通りでございます。

**【水谷議員・指摘要望】**知事から繰り返して、「その当時と変化がない」とだけ述べられましたけど、ということは、「大戸川ダムは現時点でも必要は低い」ということを、明確に言ってほしいと思っておりますが、残念ながらお答えになられませんでした。また別の機会に述べますが、大戸川ダムについては、先ほどから私も述べましたが、国の検証の、平成28年7月の報告書でも、「新たな段階には入らない」と

結論付けたのでありますから、「大戸川ダムは必要ない」ということを明確に今後ともしていただくように、重ねてご指摘・要望させていただきたいと思っております。

## 府は市町への「水道ビジョン」押しつけやめよ

次に、京都府水道供給料金の改定及び府市町の水道統合についてです。4月26日に、府営水道の料金について料金専門部会が中間報告をし、6月4日に料金専門部会で「答申素案」が審議されました。建設負担金の建設負担水量を現行に据え置くとしたものの、宇治系料金値上げの答申素案となることが見込まれます。夏にも「京都府営水道事業経営審議会」が答申を出し、本府が、来年度以降の供給料金引き上げを決める手順となっていると思っておりますが、そこでお伺いします。一般会計からの繰り入れ、経営努力で料金を据え置くべきですが、いかがでしょうか。

「京都府営水道アセットマネジメント検討業務委託」の入札が、予定価格 3671 万 9200 円で5月31日に行われ、2920 万 2120 円で落札されました。この特記仕様書によれば、業務内容の一つは、11 事業体の「浄水場及び配水池の施設統合の整備案作成」です。11 事業体とは府と府営水の受水市町のことで

す。「京都府水道ビジョン」いわゆる「京都水道グランドデザイン」では、アセットマネジメントについて、「最適な施設のあり方について、施設の共同化等を広域的な観点から検討します。」と書いているだけで、「浄水場及び配水池の施設統合の整備案作成」は、このビジョンをも踏み越えているものです。11 事業体の統合案作成を本府が発注したわけですが、命の水を守り住民に供給するのは基礎自治体が行ってきたことであり、各市町の自治にかかわる問題です。しかも、管路の老朽化とその更新事業が重要課題である今、配水池以降の管路だけを基礎自治体に残す「浄水場及び配水池の施設統合」は問題であり、また、民営化・民間委託に道を開くものであり、安全に命の水を住民に供給するという自治体の責務を奪うことになりかねません。

さらに、「水道ビジョン」でいう南部圏域は、京都市と乙訓・山城を合わせた地域です。今回の統合案作成の発注は、京都市等を除くものです。「ビジョン」との整合性も取れていませんし唐突であります。

そこでお伺いします。京都府営水道アセットマネジメント検討業務委託における「浄水場及び配水池の施設統合の整備案作成」は、受水市町の自治をも犯すものです。知事の所見をお伺いするものです。

**【府民環境部長・答弁】** 府営水道料金についてでございます。人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化による更新需要が増加する中、京都府と受水市町共通の財産である府営水道を安心して次世代へ継承していくためには、今後の費用負担や事業運営のあり方などの課題解決が必要であることから、昨年8月、来年度以降の供給料金や持続可能な府営水道事業のあり方について、府営水道事業経営審議会に諮問を行ったところであり、審議会のもとに設置された料金専門部会におきまして、本年夏には答申中間案を、秋には最終案をとりまとめ、審議会に答申を報告いただき、答申を踏まえ料金を決定することとしております。

これまで、府営水道事業の運営にあたっては、最大限の経費節減や国庫補助金の活用等の経営努力をしてまいりましたが、次期料金におきましても、こうした努力を反映した適正なコストをもとに設定をしてまいります。

なお、一般会計からの繰り入れにつきましては、総務省の地方公営企業繰り出し基準にもとづき、今年度は水源にかかる経費に対して約6.2億円の繰り入れをしております。基準を超える繰り入れは、受け入れ市町以外の府民の方々の税金を府営水道事業に投入することとなるため、他の市町村との公平性や公営企業の独立採算の原則から慎重に対応すべきものであります。

次に、アセットマネジメントについてでございます。今回のアセットマネジメントの検討は、コスト削減とリスクマネジメントの双方から将来の水需要に見合った府営水道と受水市町の施設全体のあり方を議論するために行うものであります。これは、平成26年度の審議会答申や平成29年度に改定した府営水道ビジョンにおいて課題として提起されており、水需要の減少が見込まれる中、府民負担の軽減を

はかるには、将来の更新投資の適正化が重要でありますので、具体的な数値を用いて京都府と受水市町の水道施設の将来像を検討しようとするものです。こうした資料をもとに、府民のみなさんの安心につながるより効率的な将来の水道施設のあり方を受水市町とともに議論してまいることとしております。

**【水谷議員・再質問】**次期水道料金については、私は経営努力について値上げをするべきでないと思いますので、今日は指摘しておきます。また、別の機会に発言する機会がございますので、その時にまた申し述べたいと思います。

広域化・民営化の問題でございますが、アセットマネジメントの発注について、答弁では議論するための資料だとおっしゃいました。「京都水道グランドデザイン」の1ページ目には次のように書かれています。「単独では解決が困難な課題について、市町村域を超えた広域連携や、民間事業者との連携を推進します」と明確に「グランドデザイン」の目標を明記しています。本府が国言いなりで市町村頭ごなしに広域化、民間連携を推進しようとしていることは明らかで、その中で、今回「京都府営水道アセットマネジメント検討業務委託」の発注で、「浄水場及び配水池の施設統合の整備案の作成」がされる。なぜ、浄水場から配水池までの統合であって管路が排除されているのか。それは、儲けの対象になる部分は民営化し、管路の維持管理のように手間と費用のかかるものを自治体に残そうとしているのではないかと云々を言わざるを得ません。

水道の民営化は、世界の流れにも逆行しています。2000年からの15年間を見ると水道事業を再公営化した水道事業は世界で37カ国235事業体に上ります。かつて民営化した海外の事例は、「企業秘密」が情報開示の壁になり、企業利益や配当を公的機関が掴めませんでした。イギリス、フランスなどでは、民営化した各国で企業利益が優先され、水道料金の異常な高騰と自治体の負担が増えていったことから、再公営化が世界の流れに今なっているのです。ましてや京都府内は水道事業は、府内事業体がそれぞれ述べているように、「地理的な問題から広域化は難しい」のであり、また、各事業体で経営状況が異なるため経営統合は難しいと私は思います。広域化は、元簡易水道もふくめて自己水源の廃止につながるもので、災害時に有効な地域分散型水道の否定につながるものではないでしょうか。

広域連携・民間連携は止めるべきですし、民営化に道をつける「浄水場及び配水池の施設統合」はぜひとも中止をするべきです。重ねて指摘をしておきたいと思います。

## 茶生産農家への支援拡大を

次に、茶の振興についてです。宇治茶について、一番茶の価格が低迷し需要が落ち込んでいます。いま空前の抹茶ブームですが、それはスイーツなど材料茶の需要の高まりによるもので、リーフ茶、飲む抹茶の消費が落ち込んでおり、飲むお茶の消費拡大策こそ重要です。

お伺いします。飲むお茶の消費拡大策をどうするのか、ご説明いただきたいと思います。例えば、茶器、茶筌の普及が有効です。本府の施策として当該市町村とともに茶器の普及策を講じるべきですが、お考えをお伺いするものです。天候に起因して収量の減少が心配されていますが、茶に対する農業共済制度が十分とは言えません。

2018年度産の「茶共済」の京都府の引受率はわずか1.1%でしかありません。水稻は、ほぼ全加入です。「茶共済」は一番茶の収穫量や収入の減少を補填するものです。「茶共済」のうち半相殺方式は地域要件があり、宇治市などは加入できません。こうした条件のもとで「茶共済」の加入率が低いのです。茶の事業体は問屋さん和農家がございますが、問屋さんは茶だけを扱っています。茶農家がたち行かなくなれば茶業界全体がたち行かなくなります。

そこでお伺いします。「茶の共済」の引受率の状況と引受率が低い要因について説明されたい。天候不順などで、農家の収入が落ち込んだ時に補填制度の拡充が必要ですが、本府のお考えをお聞かせください。

宇治橋は、お茶のまち宇治市の玄関そのもので、架け替えの時に植えた茶の木は生育不足で、とても茶の木に見えないうえ、大方枯れています放置された状態です。「お茶の京都」というのに、本府が文



化的景観を台無しにしているのであります。放置できない問題であり、早期に改植など対処すべきですが、本府の対応についてお聞かせいただきたいと思っております。

**【農林水産部長・答弁】**宇治茶の振興についてです。お茶の消費拡大については、伝統的な喫茶文化の継承とともに、現代のライフスタイルにあった喫茶需要の創出が必要と考えております。そこで、喫茶文化の継承につきましては、宇治茶ムリエ講座を開催し、おいしいお茶の入れ方や歴史や文化を時代に伝える活動を実施しております。また、宇治茶カフェの認定制度を設け、気軽に宇治茶を楽しむ機会も増やしております。また、現代のライフスタイルにあった需要の拡大につきましては、女性をターゲットに、おしゃれにグラスで飲む宇治茶の体験イベントの開催や、水出し緑茶など新しい飲み方の普及に取り組んでいます。今後も、ノンアルコール飲料の新商品、ビン入り宇治茶の開発なども行い、喫茶市場の開拓に努めてまいります。

茶器の普及につきましては、本物のお茶をゆったりした時間の中で愛飲する習慣を子どものころから使ってもらうために、平成25年度からキッズ茶ムリエ検定を実施しておりますが、この事業に合わせて茶器の大切さも知って頂くため、参加した小学生約1600名に茶器を配布しています。

「茶共済」につきましては、昨年まで一定規模以上の農家に加入が義務づけられていた水稲とことなり、茶は大豆や小豆と同様、任意加入となっております。このため、茶農家が個々に判断されることとなり、今年度の京都府における「茶共済」の引き受け率は、茶園面積割合で約1.1%にとどまっている状況でございます。引き受け率が低い要因としましては、お茶は一番茶収穫が、5月6月であるため台風や長雨などによる影響が少なく共済金の支払い対象となる収穫量3割減少にいたるケースが少ないこと、春先の遅霜に対しては、防霜ファンや被覆棚の普及率が6割と進んできていることが考えられます。

最後に、補填制度の拡充についてでございます。本年、国において自然災害などによる収量減少だけでなく価格低下も含めた農家の収入全体を保障する新たな「収入保険制度」がこの1月にスタートしました。京都府としては、この制度は茶農家の方々のニーズにあっていると考えており、普及啓発を積極的に進め、茶農家の経営安定を図ってまいりたいと考えております。

**【建設交通部長・答弁】**宇治橋のお茶の木につきましては、平成8年の宇治橋架け替え時に、学識経験者、観光協会をはじめ地元関係者、行政機関による宇治橋改築計画検討委員会において、宇治市の宝木「茶の木」が選定されたものでございます。このお茶の木の管理においては、水やりのために、自動散水装置を設置し、冬季には寒冷紗を設置し、害虫が発生した時には防虫剤散布を行うなど、丁寧な維持管理を進めてまいりました。しかしながら、昨年の夏ごろから枯死する木が増え始め、自動灌水のサイクルタイムを変更するなど対応をいたしました。現状では、3割～4割程度の木が枯れており、地元からも改善を求められているところでございます。京都府といたしましては、すでに、農業改良普及センターや宇治市などの協力を得て、現地状況の対応可能な樹種や植え替え時期の検討を進めているところでございます。

**【水谷議員・再質問】**宇治橋についてでございますが、お茶が枯れ始めたのは最近のことではございません。以前から相当枯れていますし、お茶関係者はずっと意見を言ってきたけど、いまだに手がついていないというのが実情です。茶を植え替えるのであれば時期の問題があるので補正対応等きちんとした対応しなければできません。早期に解決されることを要望しておきます。

茶の振興についてでございますが、何よりも生産者があっての間屋でございます。生産者が応援するためには、茶が売れると言うことが大事であります。同時に収量が減ったときの共済制度等を充実すべきですが、茶の共済に宇治市などが入れないのは、都道府県知事の意見を聴いて、農林水産大臣が指定すると「政令」でなっており、京都府が、宇治市などを指定地域から外してきたから茶共済に入れただけじゃありませんか。そうしたことも含めて茶共済の充実をきちんとしていただく、その役割を本府が果たしていただき、収量が減少したときの補填対策が充分されるよう重ねて要望し、一般質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

【他会派議員の一般質問項目】

**6月21日**

中島武文議員(自民党・宮津市及び与謝郡)

1. 丹後地域の産業振興について
2. スマート農林水産業について
3. 水産業の振興と担い手育成について
4. 国道178号(宮津市日置地区・伊根町間)の強靱化について

家元 優議員(自民党・福知山市)

1. ひきこもり対策について
2. 京都府北中部の観光振興について
3. 京都府のスポーツ振興について

小原 舞議員(府民クラブ・舞鶴市)

1. 子育て環境日本一について
2. 大規模災害への防災・減災対策について
3. 京都舞鶴港振興について

林 正樹議員(公明党・山科区)

1. スペシャルオリンピックスをはじめとする障がい者スポーツの振興について
2. 京都府再犯防止計画の推進について

**6月24日**

兎本和久議員(自民党・木津市及び相楽郡)

1. 京奈和自動車道の4車線化について
2. 山城地域の観光振興における二次交通について
3. けいはんな学研都市の今後の展開について

田中美貴子議員(府民クラブ・宇治市及び久御山町)

1. 子どもの育ちを支える施策について  
(1)赤ちゃん学について  
(2)子どものうつについて
2. DV基本計画の改定及びシェルター支援について

菅谷寛志議員(自民党・京都市山科区)

1. 地域創生について
2. 子どもの貧困問題について

**6月25日**

渡辺邦子議員(自民党・京都市伏見区)

1. 児童虐待について
2. 宇治茶の普及促進について
3. 花山天文台の活用について

中村正孝議員(自民党・亀岡市)

1. 京都スタジアムについて
2. 企業内保育について
3. 府民協働型インフラ保全事業について
4. 地元問題について  
(1)国道9号のWルート化及び強靱化対策について  
(2)桂川の河川改修について

堤 淳太議員(府民クラブ・長岡京市及び大山崎町)

1. 就職氷河期世代を中心とした脱ひきこもり支援について
2. 管理者不在の山林における森林管理について
3. 保健所が果たすべき役割について